

第5回木材利用促進本部 議事録

○小坂林野庁次長 ただ今から、木材利用促進本部の第5回会合を開催いたします。開催に当たりまして、本部長の江藤農林水産大臣より御挨拶をお願いします。

○江藤農林水産大臣（本部長） 本日は、お集まりいただき、ありがとうございます。木材利用促進本部の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

我が国の森林資源は、今、まさに利用期を迎えております。このチャンスを活かし、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用のサイクルを確立していくことが、大切です。また、木材は、鉄などの他の資材と比べても、材料の製造工程での、二酸化炭素排出量が少なく、建築物に木材を利用することにより、樹木が吸収した、二酸化炭素を長期間貯蔵できるため、2050年ネットゼロを実現する上で不可欠です。さらに、林業・木材産業は、地方における、重要な産業であることから、国産材の利用は、地方創生にも大いに貢献します。

こうしたことを踏まえ、令和3年10月、「都市(まち)の木造化推進法」が施行され、木材利用促進の対象が、公共建築物から建築物一般に拡大されました。法の施行以降、この本部が中心となり、政府一体となって、建築物における、より一層の、木材利用の促進に取り組んできたところです。

本日は、「都市(まち)の木造化推進法」に基づき、国の基本方針の、実施状況の取りまとめを行いますので、宜しく願いいたします。

○小坂林野庁次長 それでは、議事に入ります。まず、「令和6年度 建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ(案)」について、御説明いたします。資料1を御覧ください。

表紙の次のページに取りまとめ案の目次をお示ししています。「都市(まち)の木造化推進法」に基づく国の基本方針に即しまして、民間建築物を含む建築物一般での木材利用の促進に向けた取組と公共建築物での木材利用の取組を取りまとめております。

1 ページ目を御覧ください。最初に「(1) 木材利用方針の策定等」についてです。国の新たな基本方針を踏まえ、昨年12月末時点で46都道府県、916市区町村が木材利用方針を改定済みです。次に、「(2) 建築物木材利用促進協定制度の活用」についてです。「②国及び事業者等との協定実績」は、昨年12月末時点で25件締結され、協定に基づき、約31,000立方メートルの木材が使用されました。「③地方公共団体及び事業者等との協定実績」は、3月15日時点で155件締結され、協定に基づき、約93,000立方メートルの木材が使用されました。右側に、国との協定、次の2ページには地方公共団体との協定に基づく取組事例を紹介しています。

3 ページ目を御覧ください。「(3) 木材の利用の促進の啓発と国民運動」については、10月の「木材利用促進月間」を集中期間として、様々な普及啓発の取組を行いました。

4 ページ目を御覧ください。「(5) 建築物への木材の利用の状況」です。上段にある、建築用材等の自給率は55.3%で、半世紀ぶりに50%を超えました。また、下段にある、木造建築物の床面積ベースの着工状況を見ますと、低層住宅の木造率は83.9%であるのに対し、低層の非住宅の木造率は15.5%、中高層建築物の木造率は0.1%以下となっています。非住宅・中高層建築物の木造化が課題となっています。

5 ページ目を御覧ください。中高層建築物の木造率はまだ低い状況ですが、中段にある「ウ 着工した中高層木造建築物の床面積の推移」の図3のとおり、令和6年に着工した中高層木造建築物の床面積は前年より減少しているものの、過去10年間でみると増加傾向で推移しています。

6 ページ目を御覧ください。左上の表のとおり、令和5年度に国が整備した公共建築物について、79棟で木造化、153棟で内装等の木質化を行いました。また、右上のグラフのとおり、基本方針において、積極的に木造化を促進するとされている、公共建築物の木造化率は、昨年度に引き続き100%となりました。

7 ページ目を御覧ください。上段の「I-3 公共建築物における木材の利用の促進に向けた国の取組」として、施設整備への補助、地方公共団体に対する働きかけ等を行いました。下段の「II 実施状況を踏まえて講ずべき措置」としては、引き続き、建築物での木材利用の促進のため、協定制度の効果的な運用、国が整備する公共建築物での率先した木材利用、地方公共団体への情報提供等の様々な取組を行っていく考えです。

引き続き、木材利用促進本部の6省のみならず、関係省庁等と連携して、建築物における木材利用の促進に向けて取り組んでまいります。

○小坂林野庁次長 ただいまの取りまとめ(案)を公表することについて、ご異議ございませんか。

○江藤農林水産大臣、富樫総務副大臣、武部新文部科学副大臣、高橋克法国土交通副大臣、小林史明環境副大臣、加藤明良経済産業大臣政務官 異議なし。

○小坂林野庁次長 ご異議ないようですので、案のとおり公表することといたします。

○小坂林野庁次長 続きまして、本部員の皆様から、現在、特に力を入れて取り組んでいただいていることや、今後の木材利用促進の方針などについて、御発言をいた

だきたいと思います。

まず、農林水産省の取組について、御説明させていただきます。

資料3の1をご覧ください。農林水産省では、所管する公共建築物での率先した木材利用の推進はもとより、建築物一般での木材利用の促進に向けて、取り組んでまいりました。

1 ページ目をご覧ください。建築物木材利用促進協定について、農林水産省では、令和6年に新たに10件の協定を締結し、これまでの締結数は計24件となりました。昨年8月には、セブン-イレブン・ジャパンとの間で協定を締結し、新たに新店舗などに、地域材を積極的に活用した木造化・木質化を推進いただくことになりました。コンビニの店舗での木材利用の取組は、他の企業への波及効果も期待できると考えています。

2 ページ目をご覧ください。農林水産省では、非住宅分野等での木材利用促進に向け、製材等のJAS構造材、CLT等の技術開発・普及、一般流通材等を活用した低層・中層の木造化モデルの作成・普及などを推進しています。また、住宅においては、国産材比率の低い、横架材への利用を促進しています。

引き続き、関係省庁とも連携しながら、協定制度なども活用し、木材利用の促進を図ってまいります。

○小坂林野庁次長 次に、富樫総務副大臣、よろしくお願いいいたします。

○富樫総務副大臣 木材利用の促進は、脱炭素社会の実現に貢献するものであるほか、林業・木材産業の持続性を高めることとなり、地域経済の活性化に資する、非常に重要な取組であると考えております。

資料3-2をご覧ください。総務省では、これまで大臣名で各都道府県知事宛に通知を発出し、庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進について、積極的に検討していただくこと、事業者等に対して建築物における木材利用促進のための協定の締結について積極的に働きかけること、協定を締結した事業者等に対し、必要な支援を行うことを要請しており、全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の地方公共団体向けの各種会議においても、同様の要請を継続的に行っているところです。

また、公共施設等の木材利用の促進のため、原則全般的に地域木材を利用した施設の整備については地域活性化事業債の対象事業とするなどの地方財政措置を講じており、本年1月にも地方公共団体に向けて通知を発出し、木材利用の促進に取り組んでいただくよう依頼しています。

引き続き、関係省庁の皆様とも連携しながら、木材利用の促進に努めてまいります。

す。

○小坂林野庁次長 ありがとうございます。次に、武部文部科学副大臣、よろしく
お願いいたします。

○武部文部科学副大臣 資料3-3をご覧ください。学校施設における木材利用につ
いては、快適な室内環境や落ち着いて学習に向かうことのできる雰囲気形成に資
するとともに、建物を環境教育の教材として活用することも可能となります。また、
地域の活性化、木の文化の継承、自然・景観の保全にも繋がるものと考えています。

文部科学省においては、毎年、全国の公立学校施設を対象に、木材利用状況につ
いて調査を行っています。直近の調査では、令和5年度に新しく建築された691棟
のうち486棟、全体の70.3%で木造化や内装木質化により木材が使用されており、
その使用量は約3.7万m³になります。

次のページをご覧ください。木材利用を推進する財政支援は、公立学校施設の整備
に対する国庫補助において、木造施設を整備する場合には、補助単価の加算を行う
などの財政支援を行っております。

また、地方公共団体をはじめとした学校設置者が、学校施設への木材利用をより
一層進められるよう、手引書や事例集を作成するとともに、毎年、講習会を実施し、
木材を活用した学校施設の事例や国庫補助制度の紹介を行うなど、普及啓発を行っ
ております。

文部科学省としては、学校施設への木材利用がより一層推進されるよう、関係省
庁とも連携しつつ、引き続き、学校設置者を支援してまいります。

○小坂林野庁次長 ありがとうございます。次に、高橋国土交通副大臣、よろしく
お願いいたします。

○高橋国土交通副大臣 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、木材需要の約
4割を占める住宅・建築物における木材利用の一層の促進が重要であると考えてい
ます。国土交通省では、官庁施設及び民間の住宅・建築物における木材利用の促進
に取り組んでいるところです。

資料3-4の1ページ目をご覧ください。国土交通省は、官庁施設の整備におい
て木材の利用を積極的に推進するとともに、各省庁が木造化や木質化を図る際に使
用する技術基準類を整備し、地方公共団体等へ広く情報提供を行ってきました。

この3月には、技術基準類のうち「公共建築木造工事標準仕様書」について、混
構造を含めた多様な木造化にも対応できるよう、内容の見直しを図ったところで
す。

次に、2 ページ目をご覧ください。民間の住宅・建築物につきましても、建築基準法を改正し、木材利用の促進につながる防耐火規制の合理化などに取り組むとともに、木造化の普及に資する優良なプロジェクトや設計者の育成に対する支援、木造建築物の耐久性を第三者が評価する枠組みの整備などを通じ、木材利用の促進に取り組んでまいりました。

引き続き、関係省庁や、木材利用促進協定を締結した民間団体との連携のもと、住宅・建築物における木材利用の促進に積極的に取り組んでまいります。

○小坂林野庁次長 ありがとうございます。次に、小林環境副大臣、よろしく願いいたします。

○小林環境副大臣 環境省の建築物等における木材の利用に関する取組についてご説明します。資料3-5をご覧ください。

建築物での木材利用は、建築物のライフサイクルを通じた二酸化炭素の排出削減に大きく寄与するものであり、今年2月に閣議決定された新しい地球温暖化対策計画でも、その促進が位置付けられています。また、サーキュラーエコノミーやネイチャーポジティブの観点からも重要な取組と認識しております。

このため、環境省では、今年度新たに株式会社 SANU と前田建設工業株式会社とも建築物木材利用促進協定を締結しました。また、昨年度から、住宅・建築物の脱炭素化を進める補助事業の中で、この協定に基づいて木材を利用した事業に対する優先採択枠を設けており、今年度は、この優先採択枠の案件を8件採択したほか、CLT 等を活用した事業についても6件優先採択したところです。

また、奄美大島世界遺産センターをはじめ、国立公園等の所管施設にも率先して木材を活用するとともに、地方自治体の環境部局に対する木材の率先利用についての働きかけなども行っているところです。

環境省としては、今後とも、こうした取組を通じて所管施設や関係する建築物における木材の率先利用を進め、各省庁と連携しながら、木材利用の促進を通じた経済社会の変革に取り組んでまいります。

○小坂林野庁次長 ありがとうございます。次に、加藤経済産業大臣政務官、よろしく願いいたします。

○加藤経済産業大臣政務官 経済産業省の取組を説明させていただきます。資料3-6をご覧ください。

カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物分野の脱炭素化・省エネ化

の重要性は、ますます高まっています。こうした中、木材は、他の建設資材と比べて、製造時のCO2排出量が少ないだけでなく、断熱性・調湿性に優れるなど、快適な生活空間の形成に貢献する資材としても大変優れており、一層の利用拡大が期待されています。

経済産業省では、ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援しており、CLTを活用した建築物を優先採択することとしております。

また、次世代省エネ建材の効果の実証を支援しており、その中で、優れた断熱性能を有する木製サッシや木製ドアの実証も支援対象としてまいりました。

加えて、木材との関連が深い木製建具、家具、伝統的工芸品等に関する各種イベントにおいて木材利用の普及啓発を行うとともに、昨年5月には農林水産省とともに中国木材株式会社との間で、昨年11月には農林水産省、環境省とともに前田建設工業株式会社との間で、建築物木材利用促進協定を締結しました。これにより、住宅や中大規模建築物における木材利用を促進しつつ、建築物の脱炭素化・省エネ化を加速化してまいります。

こうした様々な取組を通じて、産業界における木材利用促進の機運を高めるとともに、木材の新たな用途の開発や住宅関連産業の振興を図ることで、引き続き木材利用の促進に努めてまいります。

○小坂林野庁次長 ありがとうございます。引き続き、各省と連携して、建築物における木材利用促進に向け取り組んでいきたいと考えておりますので、積極的な取組をお願いいたします。

○小坂林野庁次長 最後に、江藤本部長から一言お願いいたします。

○江藤農林水産大臣 各省の皆様、ありがとうございます。最初の頃は国の公共建築物に木材がほとんど利用されていないということで、関係省庁に横串を刺してやろうとはじめましたが、成果が上がったと実感しています。最初に申し上げたとおり、日本の山は利用期を迎えており、利用期を迎えた森林は大量の花粉を発生させるとともに、保水力や国土を保全する能力も下がります。そして、CO2を固定する量も若い木に比べて低いので、伐って、使って、植えて、育てる、循環利用を進めていかなければなりません。農林水産省の問題ではありますが、再植林の補助率が低いので、林家の方々の高い意識に支えられて再植林が進められている現状はあります。しかしながら、これからは使うことによって、出口がしっかり確保できれば山元に残るお金も増えますし、山元に残るお金が増えれば再植林に対する意欲も高

まり、再造林も進みます。今後とも各省が連携して、木材利用の成果を上げていきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。本日はありがとうございました。

○小坂林野庁次長 以上を持ちまして、第5回木材利用促進本部を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

(閉会)